

〔事案 28-43〕 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 16 日 裁定不調

＜事案の概要＞

契約内容を十分に理解しないまま加入したこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 27 年 12 月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 申込当日はそもそも保険に加入するつもりもなかったにもかかわらず、短時間の説明のうち内容を理解できないまま促されて契約してしまった。
- (2) 元本保証であること、実績のある商品であることを説明されたが、円での元本保証ではなく、説明通りの実績もなかったことが後で明らかになった。
- (3) クーリング・オフに費用（クーリング・オフの際に為替手数料と為替レートによっては為替差損が発生するという意味と解される。）がかかることを契約前に知らされなかった。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 募集人が申立契約につき、契約前に申立人に対して十分な説明を行っており、しかもその中で、円での元本保証がされる商品ではないと説明した。
- (2) 実績ではなく、あくまで利益のシミュレーションであることを明示して説明した。
- (3) クーリング・オフについても契約前に説明した。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど募集時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する本件契約の無効は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続きを終了した。

- (1) 募集人は、本件契約後に、申立人の保有資産における元本変動リスクのある商品の保有割合が 50%を超えること、申立人が、元本割れリスクのない定期預金契約をする予定で銀行を訪れたことも知っていた。このような状況下で、円では元本割れリスクを生じる可能性がある本件契約を案内するのであれば、募集人は申立人に対し、通常以上に慎重に、この商品が円では元本割れを生ずるリスクがあることを了解した上で契約するのかについての意思確認を行うべきであったといえるが、本件ではその点が不十分であったことは否めない。
- (2) 募集人の募集時の説明では、複数回にわたり、豪ドルが下がっても豪ドルで 100%の保証があることを繰り返しているが、これは、為替相場にかかわらず、満期まで持っていれば

損をしないかのような印象を与えかねない。

- (3) 為替リスクについては形式的に説明したにとどまり、為替・投資の経験がない申立人に対して、全体として本件契約の内容が、為替差損についても保障され、豪ドルの価値が下がっても実質的に損をすることがないものである、という誤解を生じさせる可能性があるものであったことは否定できない。
- (4) 本件契約は非常に複雑であり、為替・投資の未経験者である申立人に対してこのような商品を勧める場合には、商品の一通りの要素を正確に示すだけでは足りず、より丁寧で初心者であることに配慮した説明が必要であると考えられる。
- (5) 本件契約をクーリング・オフした場合の申込人の負担内容については、より一層丁寧に説明すべきであったと言える。